

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等 に関する法律)に係る登録・許可申請の手引き

令和5年11月

旭川市環境部環境指導課廃棄物指導係

TEL 0166-25-6369

FAX 0166-26-7654

目 次

I	引取業者	3
II	フロン類回収業者	5
III	解体業	8
IV	破碎業	11

I 引取業者登録申請手続きの流れ

旭川市内の事業所において、自動車所有者から使用済自動車を引き取る業を行おうとする事業者は、旭川市長の登録が必要になります。

登録は事業者ごとになりますので、市内に複数の事業所をお持ちの方は1つの登録で全ての事業所を登録していただきます。

申請書、添付書類の作成

申請書類チェックリスト（引取業）を参照して、申請書及び添付書類があるかどうかを確認してください。

申請書、添付書類の提出

環境指導課廃棄物指導係に御提出ください。
手数料は5,250円です。

書類審査

書類の内容について審査いたします。書類の記載等について補正を求めますので御協力ください。

登録の通知

申請者が欠格要件に該当しないこと等、法の登録要件を満たすことが確認できれば本市の引取業者登録簿に登録を行い通知します。（登録要件を満たさない場合、登録を拒否することがあります。）

自動車リサイクルシステムへの事業者登録

更新の場合も、手続は必要です。

登録後の諸手続

1 標識の掲示

登録を行った事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称及び登録番号を記載した縦・横それぞれ20cm以上の標識を掲げてください。(※ 登録通知書を掲げてよい)

2 変更の届出

次の事項に変更があった場合は、変更のあった日から30日以内に届け出てください。手数料はかかりません。

ア 法人の場合、名称及び住所並びにその代表者の氏名、個人場合、氏名及び住所

イ 事業所の名称及び住所

ウ 法人の場合、役員の氏名

エ 未成年者の場合、法定代理人の氏名及び住所

オ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

※ ア～オの変更届出事項は本市の引取業登録簿に登録を行い、登録通知書の記載事項に変更があった場合、申請者に通知します。

添付書類は、変更届出書類チェックリスト(引取業者)を参照してください。

3 更新の申請

登録の有効期間は5年間です。

更新の手続きは、新規の登録申請と同じです。手数料は5,250円です。

手続きは、有効期間の満了日の1か月前から受け付けます。なお、更新手続きを有効期間の満了の日までに行った場合で、更新される前に満了の日を越えてしまったときは、市の手続きが完了するまでは前の登録が有効です。この場合、新たな有効期間は前の登録の有効期間の満了する日の翌日から起算して5年です。

4 廃業等の届出

次のいずれかに該当することとなったときは、引取業者の登録は効力を失いますので、登録の通知書を添えてその日から30日以内に届け出てください。【 】書き 届出人

ア 個人で死亡した場合 【その相続人】

イ 法人が合併により消滅した場合 【その法人を代表する役員であった者】

ウ 法人が破産により解散した場合 【その破産管財人】

エ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 【その清算人】

オ 引取業を廃止した場合 【引取業者であった個人又は法人を代表する役員】

Ⅱ フロン類回収業者登録申請手続きの流れ

旭川市内の事業所において、使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行おうとする事業者は、旭川市長の登録が必要になります。

登録は事業者ごとになりますので、市内に複数の事業所をお持ちの方は1つの登録で全ての事業所を登録していただきます。

申請書、添付書類の作成

申請書類チェックリスト（フロン類回収業）を参照して、申請書及び添付書類があるかどうか確認してください。

申請書、添付書類の提出

環境指導課廃棄物指導係に御提出ください。
手数料は5,250円です。

書類審査

書類の内容について審査いたします。書類の記載等について補正を求めますので御協力ください。

登録の通知

申請者が欠格要件に該当しないこと等、法の登録要件を満たすことが確認できれば本市のフロン類回収業者登録簿に登録を行い通知します。（登録要件を満たさない場合、登録を拒否することがあります。）

自動車リサイクルシステムへの事業者登録

更新の場合も、手続は必要です。

登録後の諸手続

1 標識の掲示

登録を行った事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類、及び登録番号を記載した縦・横それぞれ20cm以上の標識を掲げてください。
(※ 登録通知書を掲げてよい)

2 フロン類回収業者の年次報告

毎年4月30日までに、前年度1年間に取り扱ったフロン類の量などについて、電子マニフェストを利用して情報管理センターに報告してください。(※ 前年度取扱量が0である場合についても、報告が必要です。)

3 変更の届出

次の事項に変更があった場合は、変更のあった日から30日以内に届け出てください。手数料はかかりません。

ア 法人の場合、名称及び住所並びにその代表者の氏名、個人場合、氏名及び住所

イ 事業所の名称及び所在地

ウ 法人の場合、役員の氏名

エ 未成年者の場合、法定代理人の氏名及び住所

オ 回収しようとするフロン類の種類

カ フロン類回収設備の種類及び能力（回収しようとするフロン類の種類の変更が伴う場合に限る。）

キ フロン類の回収設備の数（ただし、回収しようとするフロン類の変更がない場合で回収設備の能力又は数の変更は届出不要。）

※ ア～キの変更届出事項は本市のフロン類回収業登録簿に登録を行い、登録通知書の記載事項に変更があった場合、申請者に通知します。

添付書類は、変更届出書類チェックリスト(フロン類回収業者)を参照してください。

4 更新の申請

登録の有効期間は5年間です。

更新の手続きは、新規の登録申請と同じです。手数料は5,250円です。

手続きは、有効期間の満了日の1か月前から受け付けます。なお、更新手続きを有効期間の満了の日までに行った場合で、更新される前に満了の日を越えてしまったときは、市の手続きが完了するまでは前の登録が有効です。この場合、新たな有効期間は前の登録の有効期間の満了する日の翌日から起算して5年です。

5 廃業等の届出

次のいずれかに該当することとなったときは、フロン類回収業者の登録は効力を失いますので、登録の通知書を添えてその日から30日以内に届け出てください。【 】書き 届出人

ア 個人で死亡した場合 【その相続人】

イ 法人が合併して消滅した場合 【その法人を代表する役員であった者】

ウ 法人が破産により解散した場合 【その破産管財人】

エ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 【その清算人】

オ フロン類回収業を廃止した場合

【フロン類回収業者であった個人又は法人を代表する役員】

Ⅲ 解体業許可申請手続きの流れ

申請書、添付書類の作成及びチェック

- ↓
- 申請書類チェックリスト（解体業）を参照して書類を作成してください。
↓
お願い 申請書等の提出の前に、担当部局に電話連絡してください。

申請書類の提出

- ↓
- 必要な書類が揃っているかどうかの形式審査を行い、書類が揃っていれば受付します。
手数料は、次のとおりです。
↓
- | | |
|--------------|--------------|
| 新規申請 78,000円 | 更新申請 70,000円 |
|--------------|--------------|

書類審査

- ↓
- 審査のポイント
- 1 施設基準
 - ①廃油・廃液の漏出防止、廃油・廃液の地下浸透防止措置がなされているか。
 - ②事業所からの廃油流出防止措置がなされているか。
 - ③使用済自動車及び解体自動車の保管場所が明確になっているか。
 - 2 申請者の能力
 - ①標準作業書を常備し、従業員に周知しているか。
 - ②事業計画書、収支見積書から解体業の継続が確実であるかどうか。
- 書類の内容について許可基準に適合するかどうかを審査いたします。書類の記載などについての補正、補完書類の提出を求めることがありましたら、迅速な対応をお願いします。

現地確認

- ↓
- 解体業に係る施設が許可基準に適合しているかどうかを現地で確認します。事前に連絡いたしますので、事業所責任者の立ち会いをお願いします。現地確認後、施設の改善等をお願いする場合があります。

許可の決定

- ↓
- 許可基準に適合している場合、許可します。不適合の場合、不許可処分の通知をします。

許可証の交付

- ↓
- 交付の際、受領書を御記載いただきます。
*許可更新の場合は、従前の許可証と差し替えとなります。

自動車リサイクルシステムへの事業者登録

- ↓
- 更新の場合も、手続は必要です。

許可取得後の諸手続

1 標識の掲示

登録を行った事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、及び許可番号を記載した縦・横それぞれ20cm以上の標識を掲げてください。(※ 許可証を掲げてよい)

2 変更の届出

次の事項に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に届け出てください。手数料はかかりません。

ア 法人の場合、名称及び住所並びその代表者の氏名、個人の場合、氏名及び住所

イ 事業所（解体作業所、保管施設等）の名称及び所在地

ウ 法人の場合、その役員の氏名及び住所

（役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上に支配力を有すると認められる者を含む。）

エ 解体業者が未成年者である場合、その法定代理人の氏名及び住所

オ 許可を受けた解体業に係る施設(保管場所を含む。)の変更

カ 標準作業書の記載事項

ク 法人の場合、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の出資をしている者の氏名又は名称及び住所

ケ 法人又は個人で、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

添付書類は、変更届出書類チェックリスト(解体業)をご覧ください

なお、許可証の書き換えを希望する方は、解体業（破碎業）許可証書換え交付申請書（自り様式15の3）を提出することで、書き換えが可能です。

3 更新の申請

許可の有効期間は5年です。解体業を継続する場合は、更新の手続きが必要です。

更新手続きは、有効期間の満了日の3か月前から受け付けます。なお、更新手続きを有効期間の満了の日までに行なった場合で、更新される前に満了の日を越えてしまったときは、市の手続きが完了するまでは前の許可が有効です。この場合、新たな有効期間は前の登録の有効期間の満了する日の翌日から起算して5年です。

更新の手続きは申請書類チェックリスト（解体業）を参照してください。

4 廃業等の届出

次のいずれかに該当することとなったときは、許可証を添えてその日から30日以内に届け出てください。 【 】書き 届出人

ア 個人で死亡した場合 【その相続人】

イ 法人が合併して消滅した場合 【その法人を代表する役員であった者】

- ウ 法人が破産により解散した場合 【その破産管財人】
- エ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 【その清算人】
- オ 解体業を廃止した場合 【解体業者であった個人又は法人を代表する役員】

IV 破砕業許可申請手続きの流れ

申請書、添付書類の作成及びチェック

申請書類チェックリスト(破砕業)を参照して書類を作成してください。
お願い 申請書等の提出の前に、担当部局に電話連絡してください。

申請書類の受付

必要な書類が揃っているかどうかの形式審査を行い、書類が揃っていれば受付します。
手数料は、次のとおりです。
新規申請 84,000円、更新申請 77,000円、変更申請 67,000円

書類審査

書類の内容について許可基準に適合するかどうかを審査いたします。書類の記載などについての補正、補完書類の提出を求めることがありましたら、迅速な対応をお願いします。

現地確認

破砕業に係る施設が許可基準に適合しているかどうかを現地で確認します。事前に連絡いたしますので、事業所責任者の立ち会いをお願いします。現地確認後、施設の改善等をお願いする場合があります。

許可の決定

許可基準に適合している場合、許可します。不適合の場合、不許可処分の通知をします。

許可証の交付

交付の際、受領書を御記載いただきます。
*許可更新の場合は、従前の許可証と差し替えとなります。

自動車リサイクルシステムへの事業者登録

更新の場合も、手続は必要です。

許可取得後の諸手続

1 標識の掲示

登録を行った事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、事業の範囲、及び許可番号を記載した縦・横それぞれ20cm以上の標識を掲げてください。(※ 許可証を掲げてもよい)

2 変更の届出

次の事項に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に届け出てください。手数料はかかりません。

ア 法人の場合、名称及び住所並びその代表者の氏名、個人の場合、氏名及び住所

イ 事業所（破砕施設、破砕前施設、保管施設等）の名称及び所在地

ウ 法人の場合、その役員の氏名及び住所

（役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上に支配力を有すると認められる者を含む。）

エ 破砕業者が未成年者である場合、その法定代理人の氏名及び住所

オ 許可を受けた破砕業に係る施設(保管場所を含む。)の変更

カ 標準作業書の記載事項

ク 法人の場合、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の出資をしている者の氏名又は名称及び住所

ケ 法人又は個人で、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

添付書類は変更届出書類チェックリスト(破砕業)をご覧ください

なお、許可証の書き換えを希望する方は、解体業（破砕業）許可証書換え交付申請書を提出することで、書き換えが可能です。

2 更新の申請

許可の有効期間は5年です。破砕業を継続する場合は、更新の手続きが必要です。

更新手続きは、有効期間の満了日の3か月前から受け付けます。なお、更新手続きを有効期間の満了の日までに行なった場合で、更新される前に満了の日を越えてしまったときは、市の手続きが完了するまでは前の許可が有効です。この場合、新たな有効期間は前の登録の有効期間の満了する日の翌日から起算して5年です。

更新の手続きは申請書類チェックリスト(破砕業)を参照してください。

3 廃業等の届出

次のいずれかに該当することとなったときは、許可証を添えてその日から30日以内に届け出てください。【 】書き 届出人

ア 個人で死亡した場合 【その相続人】

- イ 法人が合併して消滅した場合 【その法人を代表する役員であった者】
- ウ 法人が破産により解散した場合 【その破産管財人】
- エ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 【その清算人】
- オ 破産業を廃止した場合 【破産業者であった個人又は法人を代表する役員】